

平成24年4月6日

宮城県水産物放射能対策連絡会議

放射性セシウム新基準に対応したマダラの水揚自粛について

平成24年4月6日に第4回宮城県水産物放射能対策連絡会議を開催し、放射性セシウムの基準値を超える水産物を市場に流通させないため、下記のとおり一部海域においてマダラの水揚げを自粛することを決定しましたので、お知らせします。

記

1 マダラの水揚げ自粛について

- ① 対象海域 金華山以北の水深150m以浅の海域
(別添図面参照)
- ② 対象魚 1Kg以上のマダラ
- ③ 水揚自粛開始日 平成24年4月7日
- ④ 水揚げの自粛とその海域を決定した理由
 - ・ 4月1日に金華山以北海域の沿岸部で漁獲されたマダラから98ベクレル/Kgの値が検出されたこと。

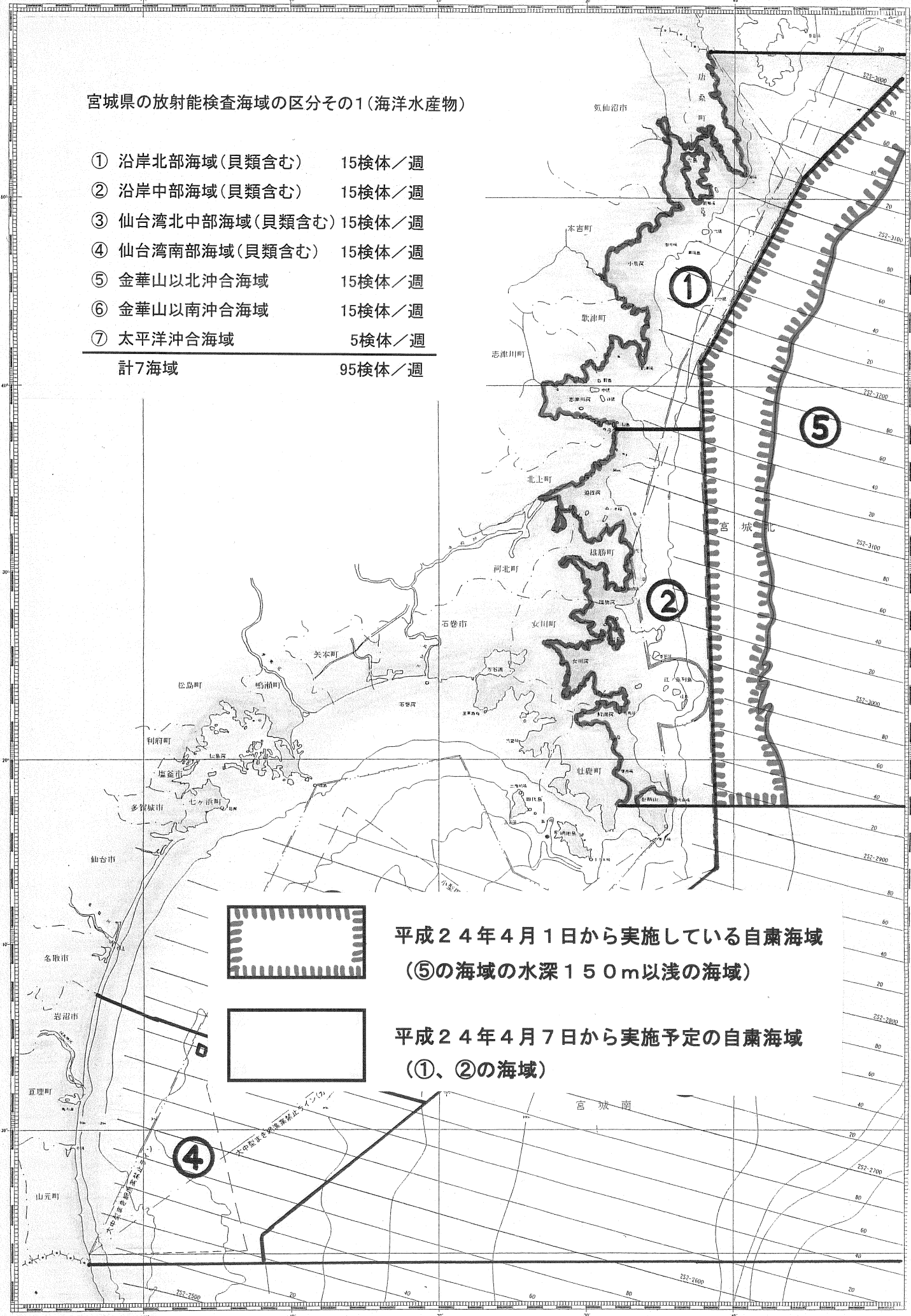
2 その他の対応

自粛海域及び隣接海域においてマダラの検査を強化する。

※ 今回新たに自粛の対象となったのは別添図面①、②の海域です。この海域に係るマダラの水揚自粛の解除は、2週間で最低3地点以上の検査を実施し、その検査結果が全て50ベクレル/kg未満の値の場合に解除となります。(最短で4月21日)。

宮城県の放射能検査海域の区分その1(海洋水産物)

- ① 沿岸北部海域(貝類含む) 15検体/週
 - ② 沿岸中部海域(貝類含む) 15検体/週
 - ③ 仙台湾北中部海域(貝類含む) 15検体/週
 - ④ 仙台湾南部海域(貝類含む) 15検体/週
 - ⑤ 金華山以北沖合海域 15検体/週
 - ⑥ 金華山以南沖合海域 15検体/週
 - ⑦ 太平洋沖合海域 5検体/週
-
- 計7海域 95検体/週



平成24年4月1日から実施している自粛海域
(⑤の海域の水深150m以浅の海域)

平成24年4月7日から実施予定の自粛海域
(①、②の海域)

⑦ 太平洋沖合